

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第5号

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3号及び第8条第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

(設備)

第4条 条例第6条第3項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

(指定福祉型障害児入所施設の入所利用者負担額)

第5条 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月厚生労働省告示第231号)に定めるところによるものとする。

(給付金)

第6条 条例第32条の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成24年3月厚生労働省告示第305号)に定めるものとする。

(記録の整備)

第7条 条例第52条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 条例第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 条例第33条の規定による県への通知に係る記録
- (4) 条例第42条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第48条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第50条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定医療型障害児入所施設の従業者の員数)

第8条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- (2) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
ア 児童指導員及び保育士の総数 (イ)又は(ロ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める数
ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
エ 児童指導員 1以上
ウ 保育士 1以上
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
(指定医療型障害児入所施設の入所利用者負担額)

第9条 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
(準用)

第10条 第6条及び第7条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第6条中「第32条」とあるのは「第59条において準用する条例第32条」と、第7条中「第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第52条第2項」と、第7条第2号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する条例第16条第1項」と、第7条第3号中「第33条」とあるのは「第59条において準用する条例第33条」と、第7条第4号中「第42条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第42条第2項」と、第7条第5号中「第48条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第48条第2項」と、第7条第6号中「第50条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第50条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第4条の規定を適用する場合には、同条第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同条第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同条第3号の規定は、適用しない。
- 3 平成24年4月1日前から存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第4条の規定は、適用しない。